

土木工事イメージアップの取組



現場見学会（参考）

○平成 28 年 6 月より 施行開始

○平成 29 年 7 月より 本格実施

【事業内容】

イメージアップ対応件数を増やし、取組内容に
担い手育成事業を取り込む

・ 取り組み事例（写真は次ページ）

1 目 的

建設業のイメージアップは、『建設事業のイメージアップに係る費用の積算の適正な実施（建設省厚発第 321 号）』により、平成 4 年 8 月から、①地域との連携に配慮、②建設業における若年労働力の入職及び定着支援、③労働環境の整備、等を適正に実施することとしています。また、担い手 3 法の改正（説明は品確法）における基本理念（将来における担い手の確保等）を実現するために「発注者の責務」が明確になりました。しかし、現状は一般化している現場事務所等の美装化などに偏り、本来実施すべき上記三点のイメージアップがなかなかできていません。

そこで本市としては、今後の建設業を魅力あるものにしていく取り組みをイメージアップの特記仕様書に盛り込むことにより、施工業者にも担い手の確保・育成事業の重要性を理解させ、さらに表彰制度を導入することで、より効果的な取り組みを競い合う仕組み作りに取り組んでいます。

2 実施内容

実施内容については、静岡市土木工事共通仕様書に記載しているもののうち、下記のような取り組みを実施しています。

- ① 女性が現場で働きやすくなるために、快適トイレや女性専用更衣室等を設ける。
- ② 地域との連携に配慮するために、現場見学会等を開催し、事業の必要性をアピールする。
- ③ 市民に建設業のイメージアップを図るために、パンフレットや工法説明ビデオ等を作成し、建設業の魅力をアピールする。

3 取り組み業者への表彰制度

イメージアップ活動のうち、建設業における担い手確保・育成やイメージアップに大きく貢献があった取り組みを讃え、建設現場ごとの創意工夫と PR 効果向上を図った表彰制度を平成 29 年度から実施しています。

4 実績

○平成 28 年度 8 件の工事で実施

○平成 29 年度 7 件の工事で実施

<取り組み事例>



移動式トイレ設置



工法説明図設置



一般市民への PR
しずおか建設まつり（豪雨体験）